

## ■小売電気事業者の名称、所在地、代表者の氏名

au エネルギー &amp; ライフ株式会社

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー

代表取締役社長 梶川 秀樹

## 電気料金の計算方法

電気料金は以下の方法で計算されます。



注1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

## 計算例

例) でんき M プラン (東京) ご契約アンペア: 40A 1ヶ月のご使用量: 350 kWh

基本料金	①	1,073.60 円 [ご契約アンペア = 40 アンペアの場合]
電力量料金	②	最初の 120 kWh まで 3,272.40 円 = 27.27 円 × 120 kWh
	③	120 kWh 超過 300 kWh まで 5,988.60 円 = 33.27 円 × 180 kWh
	④	300 kWh 超過分 1,849.50 円 = 36.99 円 × 50 kWh
小計	⑤	12,184 円 = ① + ② + ③ + ④ (円位未満切捨て)
燃料費調整額	⑥	-2,793 円 = -7.98 円 × 350 kWh (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価 (税抜) = -7.98 円 / kWh の場合]
再生可能エネルギー発電促進賦課金	⑦	490 円 = 1.40 円 × 350 kWh (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税込) = 1.40 円 / kWh の場合]
消費税等相当額	⑧	939 円 = (⑤ + ⑥) × 0.10 (円位未満切捨て)
ご請求額		10,820 円 = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧

例) でんき M プラン (四国) 1ヶ月のご使用量: 350 kWh

最低料金	①	最初の 11 kWh まで 606.36 円
電力量料金	②	11 kWh 超過 120 kWh まで 3,037.83 円 = 27.87 円 × 109 kWh
	③	120 kWh 超過 300 kWh まで 6,100.20 円 = 33.89 円 × 180 kWh
	④	300 kWh 超過分 1,854.00 円 = 37.08 円 × 50 kWh
小計	⑤	11,598 円 = ① + ② + ③ + ④ (円位未満切捨て)
燃料費調整額	⑥	-2,685 円 = -84.39 円 + (-7.67 円 × 339 kWh) (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価 (11 kWh まで) (税抜) = -84.39 円の場合] [燃料費調整単価 (11 kWh 超) (税抜) = -7.67 円 / kWh の場合]
再生可能エネルギー発電促進賦課金	⑦	490 円 = 15.40 円 + (1.40 円 × 339 kWh) (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (11 kWh まで) (税込) = 15.40 円の場合] [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (11 kWh 超) (税込) = 1.40 円 / kWh の場合]
消費税等相当額	⑧	891 円 = (⑤ + ⑥) × 0.10 (円位未満切捨て)
ご請求額		10,294 円 = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧

※表中の金額は、特に記載がない場合、税抜価格です。

## ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

本書面並びにこれと一体のものとして交付する「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」の内容を十分お読みください。

電気事業法第2条の13および14に基づき、ケーブルプラスでんきの利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

## 1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」(以下、本サービス)を提供する小売電気事業者は au エネルギー & ライフ株式会社 (登録番号: A0077、以下、auEL) です。
- auEL がケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日をご契約成立日となります。具体的にご契約成立日は、「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせ致します。
- 本サービスのご利用料金(以下、電気料金)はケーブルテレビ会社から請求させていただきます。請求書の発行時期、電気料金のお支払い方法等については、ケーブルテレビ会社の定めるところによります。

## 2. ご契約に関するご注意

- 申入を撤回される場合、遅くとも本サービスへの切替日の2営業日前までに、ケーブルテレビ会社まで必ずご連絡ください。本サービスへの切替後に元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、ケーブルテレビ会社にお支払いいただきます。
- ご利用開始(料金適用開始)の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、**具体的にご利用開始日は、同封の「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。**  
※「切替申請日」とは、auEL が電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、auEL がケーブルテレビ会社からお申し込み内容を受領した翌日となります。  
※auEL が設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。
- お客さまの「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
- お引越し先でケーブルプラスでんきをご利用される場合、ご利用開始(料金適用開始)の日は、お客さまが入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも、入居日に遡ってご契約いただきます。

## 3. 電気料金に関するご注意

- 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、auEL が別途定める料金表にて計算します。なお、電気料金の算定期間は1日から月末日です。
- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。**
- 本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアまたはご契約容量を変更することはできません。お引越し先でご利用される場合のご契約アンペアまたはご契約容量は、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。(四国エリアの場合は、ご契約アンペアによる契約では無いため、本事項の対象外です。)
- ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から1年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、予めご了承ください。(四国エリアの場合は、ご契約アンペアによる契約では無いため、本事項の対象外です。)
- 電気メーターの故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとauELとの協議によって定めます。
- 本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替え工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。

#### 4. 請求に関するご注意

- お客さまが**電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金**として、お客さまに請求させていただくことがあります。
- ケーブルプラスでんき需給約款に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申込に伴う電気メーター取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、ケーブルテレビ会社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただく場合があります。  
※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、auELが一般送配電事業者から請求された精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。

#### 5. auID・ケーブルプラスでんき web サービスに関するご注意

- 使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんき web サービスにてご確認くださいませ。その際のIDおよびパスワードは、同封の「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ケーブルプラスでんき web サービスでは、ログインにau IDを利用します。「ケーブルプラスでんき」のお申込みにあたっては、KDDIのID利用規約 ([https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid\\_terms.html](https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html)) にもご同意の上、お申込みいただきます。
- ケーブルプラスでんき web サービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります、実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、お客さまに請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

#### 6. 工事などに関するご注意

- お客さま宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。**本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にもお伝えいただきますようお願い申し上げます。**
- 本取替工事の際お客さまの工事立ち会いの必要はありません。**また、数分から数十分程度の停電が発生いたします。**
- 一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線やメーター等）やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

#### 7. auEL からのご契約解除またはケーブルテレビ会社からのご契約解除要請について

- ケーブルテレビ会社が定める支払期日までに、電気料金の支払いが無い場合、ご契約を解除させていただきます場合があります。auELとの契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。
- ケーブルテレビ会社が定める支払期日までに、ケーブルテレビ会社、JCOM および auEL の既存サービス（インターネットや多チャンネルサービスおよびケーブルプラス電話など）の料金の支払いが無い場合、本サービスのご契約を解除させていただく場合があります。
- auELは、電気料金未払いのあるお客さまの個人情報について、他小売電気事業者と共有することがあります。
- お客さまが次のいずれかに該当し、auEL、もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、電気のご契約を解約することがあります。
  - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ④その他、auELが定めるケーブルプラスでんき需給約款の内容に反した場合
  - ⑤お客さまが電気の廃止期日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合
- 本サービスご契約期間中に発生した料金の債権債務は、ご契約を解除した場合でも消滅しません。

#### 8. お客さまからのご契約の解約について

- お客さまのお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、ケーブルテレビ会社にご連絡いただきます。
- 他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの解約の場合には、ケーブルテレビ会社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯BまたはCプランへのお申込みの場合、ケーブルテレビ会社へ併せてご連絡ください。

#### 9. その他

- ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）お客さままたはauELのいずれかが、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、最新のご契約についてはケーブルプラスでんき web サービスにてご確認ください。
- 料金やサービスを変更する場合は予めお客さまへお知らせします。
- auEL またはケーブルテレビ会社が、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含まれます）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能とします。また、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧100V / 200V」です。周波数は以下の通りです。
  - 北海道・東北・東京エリア：50Hz
  - 中部・北陸・四国・九州エリア：60Hz
- お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- auEL およびケーブルテレビ会社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、auEL およびケーブルテレビ会社は賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」にもとづきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、JCOM ホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。
- 個人情報の取り扱いについて
  - ① auELは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー (<http://kddi-l.jp/X96>) をご参照ください。
  - ②申込内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。
    - マーケティング活動における利用
    - auELの新サービスや、有益な情報のメール配信
    - 電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き

#### ■クーリングオフ

お客さまが、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み（契約）された場合、お申込みから8日を経過するまでは、書面またはホームページ等からご申告いただくことにより無条件で契約の解除を行うことができます。この場合お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面またはホームページ等からご申告いただくことによりクーリングオフすることができます。

【書面の宛先・ご申告先】 お申込みのケーブルテレビ会社  
【必要記載事項】 サービス名（ケーブルプラスでんき）、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、お申込みされたケーブルテレビ会社、クーリングオフを行う旨